

様式第5号（第4条関係）

公文書非公開決定通知書

恵庭市総務第75号指令

令和5年7月10日

弁護士 山田佳以様

恵庭市長 原田 裕



令和5年6月28日付けで請求のあった公文書の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請求書受付年月日	令和5年6月30日（金曜日）
公文書の件名 又は内容	恵庭市保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）の議事録、議事録添付資料、会議次第、議題その他調査委員会に提出された資料、審議資料、調査委員会の組織構成名簿、調査委員会開催日時・場所が分かる資料、その他調査委員会に関する資料一式（電磁的記録を含む）。
決定の区分	非公開
非公開とした理由	別紙のとおり
公開が可能となる期日	
保有課	総務部職員課 電話番号 0123-33-3131（内線2224）
備考	

備考 『公開が可能となる期日』とは、非公開の決定をした理由が無くなる期日を明示したもので、その時点において公文書の公開を希望する場合は、再度この日以降に請求してください。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

(別 紙)

特定した公文書の件名及び非公開とした理由

請求する公文書の件名又は内容	特定した公文書の件名	記録情報の内容、性質等	当該文書の作成者、入手方法等	決定の区分	非公開とした理由
議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会委員会議事録 ・第 2 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会委員会議事録 ・第 3 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会委員会議事録 ・第 4 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会委員会議事録 ・第 5 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会委員会議事録 	委員発言等議事内容について記載	恵庭市保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会作成	非公開	恵庭市保健福祉部障がい福祉課事業は国家賠償請求訴訟を提起される事案として市では取り扱つており、調査委員会についての内容は、当該訴訟を前提とした市としての事実把握及び書証としての提出を目的とした訴訟に関する情報である。
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会 次第 ・第 2 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会 次第 ・第 5 回保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会 次第 	各回での議事内容を記載した調査委員会の次第	恵庭市保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会作成	非公開	前記情報は、条例第 10 条第 3 号に規定する「市の内部」における「検討、協議」に係る「意思形成過程」に関する情報であつて、「公開することにより」、自由かつ率
議題その他調査委員会に提出された資料審議資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会について 2 障がい福祉課事業の概要 3 証拠保全申立の趣旨 4 eふらっと提供資料（証拠保全されたもの） 	1 調査委員会の設置目的、構成員等について記載	<ul style="list-style-type: none"> 1 恵庭市保健福祉部障がい福祉課事業調査委員会作成 2～9 恵庭市保健福祉部障がい福祉課から提供 		

		直な意見交換が損なわれるおそれがあり、「市の意思決定に著しい支障生ずると明らかに認められるもの」に該当する。
5 電話・口頭受理事件処理簿 (平成28年7月8日)		また、上記情報は、条例第10条第4号に規定する「争訟の処理方針」に関する情報であり、「公開することにより」、訴訟相手に利益が生ずる恐れや市に不利益が生ずる恐れがあり、「円滑な運営に著しい支障が生ずると明らかに認められる」ものに該当する。
6 育英会会長宛事務連絡文書 (日程調整依頼 FAX)		したがって、非公開情報となるものであることから非公開決定とする。
7 療育手帳取得に係る顛末書		
8 恵庭市における障がい者虐待の防止と対応（マニュアル）		
9 電話・口頭受理事件処理簿 (令和5年3月27日)		
10 遠藤牧場に住み込み稼働していた知的障がい者からの障がい年金の搾取疑いの対応について	・恵庭市保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会について ・恵庭市保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会の最終報告について	当該委員会の設置目的、構成員等について規定
調査委員会の組織構成名簿	・第1回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会 次第 ・第2回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会 次第 ・第5回保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会 次第 ・恵庭市保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会の最終報告について	当該委員会の開催日・場所等について記載

議事録添付資料	該当なし				
その他調査委員会に 関する資料一式 (電磁的記録含む)	該当なし				